

# 「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」

## 制定に向けた子どもへのアンケート

みなさんは、「子どもの権利」という言葉を知っていますか？

三鷹市では、子どものみなさんの権利を守るために、「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」づくりを進めています。今回のアンケートの結果は、子どものみなさんの声として、条例をつくる参考にさせていただきます。ぜひ、ご協力をよろしくお願いします。

※ 条例とは、「市がつくるまちの約束ごと」のことです。

回答期間

令和7年6月23日（月）～7月11日（金）

対象者

小学校1年生～18歳の三鷹市民

### アンケートの回答方法

★ 三鷹市立の小学校・中学校に通っている方は、学校で回答します。

#### ① 回答フォームにアクセス

スマートフォンやタブレットで、右のQRコードを読み取り、回答フォームにアクセスしてください。

小学生用 ↓



中学生以上用 ↓



QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### ② 説明動画をチェック

回答フォームのはじめに出てくる説明動画（※）を見てください。

動画のトップ画面

※ 子どもの権利やアンケートの回答についての説明動画です。



中学生以上用 ↓



#### ③ 質問に回答

動画終了後、「つぎへ」ボタンをタップし、質問に、順番に答えてください。質問は全9問です。

↓この表示がでたら終わりです

アンケートは終わりです。  
ご協力ありがとうございました。

#### ④ 学年・年齢などを送信

最後に「学校等」「学年・年齢」を送信して完了です。

【お問い合わせ先】 三鷹市子ども政策部 子ども家庭課 子ども家庭総務係  
電話 0422-45-3031（平日8:30～17:00）